

## エグゼクティブ・サマリー

|          |  |
|----------|--|
| 著者       | 小島 道一  |
| 権利       | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア<br>経済研究所 / Institute of Developing<br>Economies, Japan External Trade Organization<br>(IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a> |
| シリーズタイトル | その他  |
| 雑誌名      | アジアにおける循環資源貿易  |
| ページ      | ix-xi  |
| 発行年      | 2005   |
| 出版者      | 日本貿易振興機構アジア経済研究所   |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/2344/00010549">http://hdl.handle.net/2344/00010549</a>  |

## || エグゼクティブ・サマリー ||

### 循環資源の貿易の拡大

アジア地域での循環資源（再生資源および中古品）の貿易が拡大している。日本からは、古紙、廃プラスチック、鉄スクラップ、銅スクラップなどの再生資源、中古自動車や中古家電などの中古品が大量に輸出されている。再生資源は、中国を中心としたアジア諸国へ輸出され、中古品は、ロシア、南アジア、アフリカ等へ輸出されている。日本からの循環資源の輸出量は、物量ベースで、全輸出量の約1割を占めていると推定されている。一方、中国では、再生資源の輸入が急激に拡大している。アジア地域のみならず、ヨーロッパやアメリカからの大量の再生資源が輸入され、中国の経済成長に伴う資源需要の一端を埋めている。

このような循環資源の貿易の拡大の背景としては、①リサイクル法制の整備に伴い、先進国における再生資源の回収が増加したこと、②さまざまな製品の生産拠点が先進国から中国等のアジア地域に移ってきており、先進国内では循環資源を使い切れないこと、③中国等のアジア地域では経済が拡大する過程にあり、また輸出も拡大しているため、資源需要が拡大しており、国内で発生する循環資源だけではその需要を満たせないことがあげられる。

### 循環資源の越境移動に関わる規制

リサイクル可能な再生資源としてリサイクル不可能な廃棄物が輸入されること、有害廃棄物が不適切にリサイクル・処分されることを防止するため、バーゼル条約が結ばれ、ほとんどのアジア諸国が批准している。バーゼル条約では、有害廃棄物の輸出入の際に、輸出者・輸入者が、輸出国や輸入国の政府に事前に通知を行い、輸出国政府、輸入国政府双方が承認した場合に越境移動を行う

ことができることとなっている。

また、事前通知・承認以外にも、再生資源や中古品の船積み前検査をもとめている国がある。有害廃棄物、さらには一部の非有害廃棄物の輸出入を禁止するなど、より厳しい規制を行っている場合もある。

### 循環資源の越境移動に関わる問題

循環資源の貿易の拡大、および、循環資源の国際取引に関する規制の強化に伴い2つの相反する問題が生じている。

#### (1) 越境移動に伴う環境問題・不適正な輸出

循環資源と偽って、リサイクル不可能な廃棄物が国際取引され、不法投棄される等の環境問題を引き起こしている。また、公害防止施設等を設置していないリサイクル業者へ再生資源が輸出され、リサイクルの過程で汚染が引き起こされている場合がある。どちらも、本来ならば、事前通知・承認の制度や船積み前検査などで防止が可能なはずであるが、十分な執行が行われておらず、引き続き問題が発生している。

#### (2) 規制強化で滞るリサイクル

事前通知・承認の制度のもとでも、上記のような問題が生じていることから、有害廃棄物の越境移動を必要以上に厳しく規制する国が出てきている。その結果として、環境面にも配慮して積極的にリサイクルを行おうという製造業者やリサイクル業者の活動までも、制約をうける形となっている。よりスムーズな有害物質を含む再生資源の越境移動を求める声が出てきている。

### アジアの循環型社会形成に向けた課題

循環資源の輸出国の代表である日本、輸入国である中国、かつては輸入国であり輸出国に転じた台湾、中継地である香港、多様な規制が行われている東南アジア諸国に関する分析や、事前通知・承認の手続きに則りスムーズに有害廃棄物の輸出入が行われているヨーロッパの状況をアジアと比較することで、循環資源のスムーズな越境移動を含めたアジア地域での循環型社会形成に向けた課題とその対応策が浮き彫りとなってきた。

第1に、有害廃棄物の規制担当者間のネットワークの強化を通じ、お互いの越境移動の規制の内容、対象物、リサイクル産業の状況などを理解した上で、

有害廃棄物の越境移動規制の執行強化や適切にリサイクルされると考えられる場合の有害廃棄物の輸入手続きの標準化、簡素化が必要となっている。

次に、リサイクル産業の育成、特に汚染対策の強化が求められている。アジア地域において、リサイクル産業からの公害問題を放置したまま循環資源の貿易を拡大することは、汚染の問題を深刻化させることにつながりかねない。

第3に、各国における循環型社会形成にあたっては、国際的な資源循環を視野に入れた制度設計が求められてきている。また、中古品の国際的な流通についても、どのように制度設計を行うべきか、国際的に検討を行っていく必要がある。

第4に、循環型社会形成の進捗度合いを把握するための基礎的な統計の整備がある。国によっては、回収量等の統計が整備されていないところがある。リユースに関しては、各国ともほとんど統計が整備されていない。また、循環資源の越境移動に伴い、従来の国内のみに目を向けた回収率等の統計だけでは、循環型社会に向けた動きを測ることができなくなっている。統計や指標を整備することで、国際的な資源循環の評価も可能になる。このような基礎的な情報の収集の体制を整えることも重要な課題である。